

## 道路交通法に規定する三重県公安委員会が認める法人等の認定のための審査要領

### 1 趣旨

この要領は、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第3項、第108条第1項及び第108条の2第3項に規定するパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等事務、運転免許関係事務、講習実施事務の委託の実施に関して、公安委員会が認める「法人又はその他の者」として認定をする際の審査手続について、必要な事項を定めるものである。

### 2 認定基準

#### (1) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等事務

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第6条の8に規定するパーキング・メーター若しくはパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務又は法第49条第2項に規定する措置に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人であること。

#### (2) 運転免許関係事務

規則第31条の4の2に規定する運転免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人であること。

#### (3) 講習実施事務

規則第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者（以下「一般社団法人等」という。）で講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものであること。ただし、停止処分者講習、高齢者講習及び違反者講習にあつては、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項に規定する者が必要数以上置かれていること。

### 3 審査基準

審査基準は、次のとおりとし、以下のすべての項目に該当していることを要するものとする。

#### (1) 役員（業務執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行

する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)に次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けたものであって当該命令又は指示を受けてから起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

カ 心身の障害により、委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 委託業務に必要な人員、施設、設備及び能力を備え、委託日時・場所に配置し、人員に急な欠員・欠勤、設備等に故障が生じた場合、その補填が確実にできるなど、委託業務の継続的な処理が確保できる適切な組織及び能力を有していること

(3) 三重県内に事務所を有していること

ただし、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等事務については、同設備設置警察署の管轄区域内に管理事務所を有していること

(4) 法人税及び県税並びに社会保険料を滞納していないこと等経営の健全化が確保されていること

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされているもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているものでないこと

(6) 個人情報保護のため必要な措置、漏洩防止等の適切な管理ができること

(7) 講習実施事務については、規則第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人等であると認められるものであること

#### 4 認定申請に必要な書類

(1) 認定申請書（別記様式第1号）

(2) 役員名簿（別記様式第2号）

(3) 委託業務に従事する職員名簿（別記様式第3号）

- (4) 誓約書（別記様式第4号）
- (5) 営業概要書（別記様式第5号）
- (6) 定款又はこれに準ずる書類
- (7) 登記事項証明書（申請日前3か月以内に法務局から発行されたもので、申請が複数にわたる場合は一部を原本とし他は副本でも可）
- (8) 本県に事務所を有することを証明する書類（登記事項証明書、賃貸契約書の写し等）
- (9) 直近の納税証明書（法人事業税及び法人県民税）
- (10) 直近の決算報告書（損益計算書等の財務諸表）
- (11) 個人情報保護に関する内部規定の概要説明書
- (12) 受託業務を実施する場合に必要な人員、施設、設備及び能力を備えていることなどを明らかにする事業計画書

## 5 審査結果の通知

公安委員会による認定審査については、「認定申請書類点検表（別記様式第6号）」により審査し、審査終了後、速やかに申請者に対し「受託資格審査結果通知書（別記様式第7号）」により通知するものとする。

## 6 申請手続

### (1) 申請受付期間

随時（土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く）

### (2) 申請書提出及び照会先

ア パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等事務

三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部交通部交通規制課施設係

電話059-222-0110

イ 安全運転管理者等講習事務

三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部交通部交通企画課交通安全対策室安全対策係

電話059-222-0110

ウ 運転免許関係事務及び講習実施事務（指定自動車教習所職員講習を除く）

三重県津市垂水2566番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許管理課企画係

電話059-229-1212

エ 指定自動車教習所職員講習事務

三重県津市垂水2566番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係

電話059-229-1212

## 7 その他

法第108条の2第3項中、同条第14号に規定する自転車運転者講習事務の委託については、この要領から除く。

別記様式第1号

認 定 申 請 書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

申請者

所在地

名称又は商号

代表者氏名

電話番号

道路交通法第49条第3項、同法第108条第1項、同法第108条の2第3項の規定により、三重県公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人として認定されることを申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請する業務

2 添付書類

## 別記様式第2号

## 役員名簿

(ふりがな) 法人名称				
所在地				
番号	役職名	ふりがな 氏名	生年月日	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

## 別記様式第3号

## 委託業務に従事する職員名簿

(ふりがな) 法人名称				
所在地				
番号	役職名	ふりがな 氏名	生年月日	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

誓 約 書

当法人は、役員（業務執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の中に

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 心身の障害により、委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

のいずれにも該当する者がいないことを誓約します。

三重県公安委員会 殿

年 月 日  
主たる事業所の所在地

名称

代表者の氏名



別記様式第5号

営 業 概 要 書

法人名：

所 在 地		電話番号	
本 店			
支社・支店 営業所 出張所			
現在の 営業内容			
創業年月日(営業年数)	資本金	純資産(正味財産)	総従業員数
年 月 日( 年)	千円	千円	人

## 別記様式第6号

## 認定申請書類点検表

(ふりがな) 法人名称		
所在地		
委託業務		
番号	必要書類	適否
1	認定申請書(別記様式第1号)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
2	役員名簿(別記様式第2号)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
3	委託業務に従事する職員名簿(別記様式第3号)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
4	誓約書(別記様式第4号)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
5	営業概要書(別記様式第5号)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
6	定款又はこれに準ずる書類	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
7	登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行のもの)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
8	成年被後見人等ではないことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
9	本県に事務所を有することを証明する書類 (登記事項証明書、賃貸契約書の写し等)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
10	納税証明書(法人事業税及び法人県民税)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
11	直近の決算報告書(損益計算書等の財務諸表)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
12	その他委託業務に必要な人員、施設、設備、能力などを備えていることなどを明らかにする事業計画書	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
総合判定		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

別記様式第7号

受 託 資 格 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

殿

三 重 県 公 安 委 員 会

年 月 日付けで提出されました認定申請書を審査した結果、道路交通  
法施行規則第 条 に規定される 業務を行うのに必要か  
つ適切な組織及び能力を有する法人等と

認められる ・ 認められない

と決定しましたので通知します。

記

受託することができる業務名